

令和4年度 第12回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

令和5年3月24日（金） 午後2時 開議
宮古島市役所庁舎 3階 会議室①

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 承認事項 会議録の承認について（令和4年度第11回定例会）
- 日程第3 承認事項 会議録の承認について（令和4年度第2回臨時会）
- 日程第4 報 告 教育長報告
- 日程第5 議案第48号 宮古島市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱の一部改正について
- 日程第6 議案第49号 宮古島市美ら島おきなわ文化祭2022補助金交付要綱の一部改正について
- 日程第7 議案第50号 宮古島市文化ホール条例施行規則の全部改正について
- 日程第8 議案第51号 宮古島市文化振興団体等活動補助金交付要綱の制定について
- 日程第9 議案第52号 宮古島市地域学校協働活動推進事業実施要綱の制定について
- 日程第10 議案第53号 宮古島市放課後子ども教室推進事業実施要綱の制定について
- 日程第11 議案第54号 宮古島市家庭教育支援事業実施要綱の制定について
- 日程第12 議案第55号 宮古島市教育委員会会計年度任用職員に関する規程の一部改正について
- 日程第13 議案第56号 宮古島市学校運営協議会規則の制定について
- 日程第14 議案第57号 宮古島市立学校選手派遣補助金交付要綱の一部改正について
- 日程第15 議案第58号 宮古島市内県立学校生徒の派遣に関する楽器輸送費補助金交付要綱の廃止について
- 日程第16 議案第59号 宮古島市閉校学校施設利活用に係る事業者選定委員会設置要綱の制定について

日程第11 その他

議案第48号

宮古島市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱の一部改正について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和5年3月24日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由

令和5年度の市組織改編で福祉部児童家庭課がこども家庭局子育て支援課に変更となるのに伴い、要綱を改正する必要があるため本案を提案します。

別紙

宮古島市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱の一部を改正する告示

宮古島市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱（平成30年宮古島市教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第6号中「福祉部児童家庭課長」を「こども家庭局子育て支援課長」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

議案第49号

宮古島市美ら島おきなわ文化祭2022補助金交付要綱の一部改正について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和5年3月24日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由

宮古島市美ら島おきなわ文化祭2022補助金交付要綱の適切な運営を図るため、同要綱の一部を改正する必要があるため、本案を提案します。（資料49 P1理由書参照）

別紙

宮古島市美ら島おきなわ文化祭2022補助金交付要綱の一部を改正する訓令

宮古島市美ら島おきなわ文化祭2022補助金交付要綱（令和4年宮古島市教育委員会訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第10条中「令和5年1月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の宮古島市美ら島おきなわ文化祭2022補助金交付要綱第10条の規定は、令和5年1月31日から適用する。

議案第50号

宮古島市文化ホール条例施行規則の全部改正について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和5年3月24日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由

宮古島市文化ホール条例の改正に伴い、宮古島市文化ホール条例施行規則の適切な運用を図るため同規則を改正し、また、関係例規を整理する必要があるため、本案を提案します。（資料50P1理由書参照）

別紙

宮古島市文化ホール条例施行規則

宮古島市文化ホール条例施行規則（平成17年宮古島市教育委員会規則第30号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、宮古島市文化ホール条例（平成17年宮古島市条例第200号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（利用許可等）

第2条 条例第5条の規定により宮古島市文化ホール（以下「文化ホール」という。）の利用許可を受けようとする者は、文化ホール利用許可申請書（様式第1号）及び附属設備利用許可申請書（様式第2号）を教育長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書は、利用日の1年前の同月の初日（その日が休館日である場合は、その翌日とする。以下同じ。）から受理するものとする。ただし、教育長が必要と認めるものについては、この限りでない。

3 教育長は、第1項の規定による申請を許可したときは、文化ホール利用許可書（様式第3号）及び附属設備利用許可書（様式第4号）を当該申請した者に交付するものとする。

（利用許可の順位）

第3条 教育長は、前条第1項に規定する申請書を同日に2件以上受理した場合の当該申請に対する利用許可は、次の第1号から第3号までの順で優先する。

(1) 市又は教育委員会が主催し、又は共催する場合

(2) 国又は市以外の自治体等が利用する場合

(3) 音楽、演劇、舞踊等の舞台芸術活動を目的とする団体等が利用する場合

2 前項第3号の場合において、市内団体は、市外団体に優先する。

3 前2項の規定にかかわらず、順位が同じ場合には、抽選により順位を定めるものとする。

(利用許可の変更)

第4条 文化ホールの利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が当該利用許可を受けた事項を変更しようとするときは、文化ホール利用許可変更申請書（様式第5号）に第2条第3項に規定する利用許可書を添えて教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の規定による申請に対し当該変更を認めるときは、文化ホール利用許可変更許可書（様式第6号）を当該申請をした者に交付するものとする。

(利用許可の取消し等)

第5条 教育長は、条例第9条第1項の規定により利用許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止したときは、文化ホール利用許可取消（制限・停止）通知書（様式第7号）により、利用者に通知するものとする。ただし、緊急を要するとき等やむを得ないと認める場合は、口頭によることができる。

2 利用者は、利用開始前に文化ホールの利用を取りやめる場合は、文化ホール利用取りやめ届（様式第8号）に第2条第3項に規定する利用許可書又は前条第2項に規定する変更許可書を添えて、教育長に提出しなければならない。

(利用時間の解釈及び延長)

第6条 利用時間は、行事（リハーサル等の場合を含む。）に実際に利用する時間のほか、その準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

2 利用者は、やむを得ない事由により利用時間を延長し利用した場合は、超過料金を納付しなければならない。

(附属設備使用料)

第7条 附属設備使用料は、別表に定めるとおりとする。

(後納の基準等)

第8条 条例第10条第3項の規定により、使用料を後納とすることができる場合は、次のとおりとする。

(1) 国及び市以外の自治体等が利用する場合

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（以下「学校」

という。)が教育目的のために利用する場合

(3) その他教育長が特別の理由があると認めた場合

(使用料の減免)

第9条 条例第10条第4項の規定により、使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 市又は教育委員会が主催する行事に利用する場合 全額免除

(2) 市又は教育委員会が共催する行事に利用する場合 7割減額

(3) 学校が教育目的のために利用する場合 5割減額

(4) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第1条に基づく社会福祉法人等がその事業目的のために利用する場合 5割減額

(5) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する社会教育団体が社会教育に関する事業を主たる目的として利用する場合 5割減額

(6) 芸能文化団体が住民の文化向上のために利用する場合 5割減額

(7) リハーサル等のために利用する場合 5割減額

(8) 音楽、演劇等の公演のみを目的とする団体が4か月に1回以上利用する場合で教育長が認めるもの 3割減額

(9) 前各号に定めるもののほか、教育長が特別の理由があると認めたとき 3割減額から全額免除まで

2 前項第2号に規定する共催は、市長が別に定める共催の基準を満たしていることを条件とする。

3 第1項の規定は、附属設備について適用しない。ただし、同項第1号から第3号まで及び第9号の規定については、この限りでない。

4 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、第2条第1項に規定する利用許可申請書と同時に文化ホール使用料減免承認申請書(様式第9号)を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。第4条第1項の規定による利用許可の変更承認についても、同様とする。

5 教育長は、前項の規定による申請に対し使用料の減額又は免除を承認したときは、文化ホール使用料減免承認書(様式第10号)を交付するものとする。

(使用料の還付)

第10条 条例第11条のただし書の規定により使用料を還付することができる場

合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 天災その他利用者の責めに帰することのできない事情により利用することができなかつたとき 納付済使用料全額
- (2) 利用者が利用する日の30日前までに利用の取りやめを申し出たとき 納付済使用料の5割
- (3) 文化ホールの利用許可申請に伴い、過納額が生じたとき 納付済使用料全額

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとするものは、文化ホール使用料還付申請書（様式第11号）を教育長に提出しなければならない。

3 教育長は、前項の申請があつた場合はこれを速やかに審査し、その結果を文化ホール使用料還付申請に関する通知書（様式第12号）により利用者に通知するものとする。

4 第1項第3号の過納額は、還付に代えて附属設備使用料と相殺することができるものとする。

（特別の設備等の持込み利用等）

第11条 利用者は、条例第12条の規定により特別の設備等を文化ホールに持込み利用するときは、あらかじめ特別設備等利用許可申請書（様式第13号）を教育長に提出しその承認を得なければならない。

（利用者の遵守事項）

第12条 利用者は、次の事項を遵守すること。

- (1) 入場者の秩序を維持するために責任者を置き、かつ、必要に応じて整理員を置くこと。
- (2) 文化ホールの収容定員又は教育長が指定する定員を超えて人員を入場させないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食、喫煙又はこれに類する行為をしないこと。
- (4) 文化ホールの建物及び敷地内において、寄附金品の募集、物品の販売又はこれに類する行為をしないこと。ただし、教育長が認める場合は、この限りでない。
- (5) 利用許可を受けない設備及び器具を利用しないこと。
- (6) 許可を受けないで壁、柱等にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。

- (7) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物等を携行しないこと。
- (8) 条例第13条各号に該当する者の入場を禁止し、又は退場させること。
- (9) 火災、盗難の予防等に十分に留意すること。
- (10) 火災その他の災害等が発生した場合、職員の指示に従い入場者の安全の確保及び避難等に協力すること。

(入場者の遵守事項)

第13条 入場者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食、喫煙又は火気の使用をすること。
- (2) 文化ホール内を不潔にすること。
- (3) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (4) 雨天の際、文化ホール内に雨具を持ち込むこと。ただし、文化ホール内が水滴等で濡れない入れ物等の対策を講じた場合は、この限りでない。
- (5) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物等を携行すること。
- (6) 前各号のほか、文化ホール職員又は利用者の指示に反する行為をすること。

(広告類の掲示禁止)

第14条 文化ホールの建物及び敷地内において、無断で広告その他これに類するものを掲示し、又は配布してはならない。

(損傷・滅失届)

第15条 利用者は、文化ホール及び附属設備を損傷し、又は滅失したときは、損傷・滅失届(様式第14号)を教育長に提出しなければならない。

(運営審議会委員長及び副委員長)

第16条 条例第20条に規定する「審議会」に、委員長1人及び副委員長1人を置き、その選出は「審議会委員」の互選とする。

2 委員長は、会議の議長となり会務を総理する。

3 副委員長は、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第17条 審議会は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が置かれていないときは、教育長が招集する。

(会議)

第18条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、会議の招集若しくは成立が困難なとき又はやむを得ない事由があると委員長（委員長及び副委員長が置かれていないときにあつては、教育長）が認めるときは、書面による決議又は電磁的記録をもって会議の事出を決することができる。

4 審議会において必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見を聴くことができる。

（報酬及び費用弁償）

第19条 委員の報酬及び費用弁償は、宮古島市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する規則（平成17年宮古島市規則第39号）の規定による。

（審議会の庶務）

第20条 審議会の庶務は、生涯学習部生涯学習振興課において処理する。

（審議会に係る補則）

第21条 条例及びこの規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

（指定管理に関する申請等）

第22条 条例第22条に規定する申請書は、宮古島市文化ホール指定管理者指定申請書（様式第15号）とする。

2 条例第22条第2号に規定する規則で定める書面は、次に掲げる書面とする。

(1) 申請資格を有していることを証する書面であつて、次に掲げるもの

ア 登記事項証明書

イ 定款、寄附行為、規約その他これに類する書面

ウ 法人以外の団体にあつては、団体の代表者の身分証明書

エ 前項の申請書を提出する日の属する事業年度（以下「事業年度」という。）の国税及び地方消費税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書

(2) 法人等の経営状況を証明する書面であつて、次に掲げるもの

- ア 前事業年度の収支計画書若しくは損益計算書又はこれに類する書面
- イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれに類する書面
- ウ 事業年度の収支予算書及び事業計画書
- エ 事業報告書を作成している場合にあっては、当該報告書
- オ 法人等の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書面又はこれらに類する書面
- カ その他教育長が必要と認める書面

(指定管理の指定)

第23条 教育長は、条例第23条の規定により指定管理者を指定したときは、条例第30条の規定による告示後速やかに指定管理者に対し、宮古島市文化ホール指定管理者指定書（様式第16号）を交付するものとする。

(協定の締結)

第24条 指定管理者は、教育長と文化ホールの管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の規定による協定は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 指定管理に関する事項
- (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (3) 教育委員会が指定管理者に支払う管理費用に関する事項
- (4) 利用料金に関する事項
- (5) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (6) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (7) 事故及び損害の賠償に関する事項
- (8) 前各号に定めるもののほか、教育長が必要と認める事項

(指定管理の取消し等)

第25条 教育長は、条例第28条第1項の規定による指定の取消し等を命ずるときは、宮古島市文化ホール指定管理者指定取消命令書（様式第17号）により行う。

(条例第23条の指定管理者の選定及び指定における読み替え)

第26条 条例第23条の規定により指定管理者に文化ホールの管理を行わせるときは、第2条から第5条まで、第8条から第12条まで、及び第15条中「教育

長」を「指定管理者」に、第7条から第10条中「使用料」を「利用料金」に読み替えるものとする。

(補則)

第27条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(宮古島市教育委員会組織規則の一部改正)

2 宮古島市教育委員会組織規則(平成17年宮古島市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第13条第4号を次のように改める。

(4) 文化ホール運営審議会

別表第1生涯学習振興課の部文化振興係の項第9号中「文化ホール運営委員会」を「文化ホール運営審議会」に改める。

(宮古島市文化ホール運営委員会規則及び宮古島市文化ホール職員の勤務時間に関する規則の廃止)

3 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 宮古島市文化ホール運営委員会規則(平成17年宮古島市教育委員会規則第31号)

(2) 宮古島市文化ホール職員の勤務時間に関する規則(平成17年宮古島市教育委員会規則第32号)

別表(第7条関係)

区分	品名	単位	使用料	備考
舞台道具	所作台	1枚	550円	
	平台	1枚	165円	
	高足	1個	33円	
	箱馬	1個	33円	
	木台	1個	33円	

	松羽目	1 枚	2,233円	
	紗幕	1 枚	2,233円	
	緋毛セン	1 枚	220円	
	長座布団	1 枚	220円	
	上敷	1 枚	220円	
	金屏風	1 双	1,111円	
	演台	1 台	550円	
	司会用テーブル	1 台	330円	
	指揮台	1 式	220円	指揮者用の譜面 台のみ
	譜面台	1 台	44円	
	コントラバス用イス	1 脚	220円	
	オーケストラ用イス	1 脚	55円	
	反響板	1 式	2,574円	
	大太鼓	1 式	1,111円	
	地絋り	1 枚	2,233円	
音響器具	拡声装置 (ミキサー)	1 チャン ネル	2,574円	
	コンデンサーマイクロホン	1 本	781円	
	ダイナミックマイクロホン	1 本	550円	
	ワイヤレスマイクロホン (電池込み)	1 式	2,233円	
	三点つりマイクロホン	1 式	1,672円	
	マイクスタンド	1 本	110円	
	ハネカエリスピーカー	1 式	1,672円	
	ステージサイドスピーカー	1 式	1,672円	
	ステージフロントスピーカ	1 式	1,672円	
	—			
	ステージプロセニアムスピ	1 式	1,672円	

	一カー		
	移動型スピーカー（中）	1台	781円
	移動型スピーカー（小）	1台	550円
	アンプ付スピーカー	1台	781円
	レコードプレーヤー	1台	781円
	カセットデッキ	1台	781円
	CDプレーヤー	1台	781円
	MDプレーヤー	1台	781円
	録音料（テープ別）	1式	1,672円
照明器具	クセノンピンスポットライ ト（2kW）	1台	1,111円
	カッターピンスポットライ ト（1kW）	1台	891円
	エフェクトマシン	1台	1,111円
	リップルマシン	1台	1,111円
	芯なしマシン	1台	1,111円
	ファイヤーマシン	1台	1,111円
	オーロラマシン	1台	1,111円
	ストロボ	1台	1,111円
	ミラーボール	1台	1,111円
	スポットライト（1kW）	1台	330円
	スポットライト（500W）	1台	220円
	フォグマシン	1台	1,111円
	ITO	1台	781円
	ムービングライト	1台	2,310円
	（Aセット）	1セット	11,209円
	第1 ボーダーライト		
	第2 ボーダーライト		

	第1 サスペンションライト シーリングライト フロントサイドスポットラ イト フットライト 花道フットライト (Bセット)	1セット	16,819円	
	第1 ボーダーライト 第2 ボーダーライト 第1 サスペンションライト シーリングライト フロントサイドスポットラ イト フットライト 花道フットライト 第2 サスペンションライト 第3 サスペンションライト アッパーホリゾン トライト ローホリゾン トライト 第4 サスペンションライト 舞台前スポットラ イト トータルライト			
映写機	映写機 35mm	1台	4,983円	スクリーン込み
	映写機 16mm	1台	3,740円	スクリーン込み
ピアノ	ヤマハピアノ CFⅢ-S	1台	7,832円	
	ヤマハピアノ S-4	1台	4,477円	
その他	持込器具コンセント	1kWにつ き	220円	

OHP	1台	1,111円
スライドプロジェクター	1台	1,111円
実物投影機	1台	1,111円
ビデオプロジェクター	1台	2,233円

備考 附属設備使用料は、1ステージごとに使用料を徴収する。ただし長時間連続して利用する場合は、4時間ごとに1ステージとみなす。

※ 表中の金額は、消費税及び地方消費税（税率10%）を含む金額である。

文化ホール利用許可申請書

年 月 日

宮古島市教育委員会
教育長 様

住 所
団 体 名
申請者 代表者名 ㊟
連 絡 先
メールアドレス
問 合 せ 先

※ 問合せ先は広報誌等に掲載します。

次のとおり文化ホールを利用したいので申請します。

利用の目的 (タイトル)							
行事の内容 (複数可)	※該当するものを○で囲んでください。 音楽 演劇 舞踊 映画 大会/式典 講演会/研修会 教室等発表会 リハーサル その他()						
利 用 時 間							
年 月 日	曜日	入 館	リハーサル	開 場	開 演	終 演	退 館
		時 分	時 分 ～ 時 分	時 分	時 分	時 分	時 分
		時 分	時 分 ～ 時 分	時 分	時 分	時 分	時 分
		時 分	時 分 ～ 時 分	時 分	時 分	時 分	時 分
利用責任者	連絡先						
特別設備等の 持 込 み	1 有(様式第13号を提出してください) 2 無						
入 場 料 金	1 有(円) 2 無料(整理券 有・無)				入場予定人員(人)		
備 考							
受 付 番 号	—						
文 化 ホ ー ル 使 用 料	円						
減 免 料 金	円						
合 計 額	円						

※太枠内は記入しないでください。

宮古島市教育委員会
教育長 様

団 体 名
代 表 者 名

附 属 設 備 利 用 許 可 申 請 書

次のとおり附属設備を利用したいので申請します。

区分	品 名	数 量	単 価 (円)	使用料 (円)	区分	品 名	数 量	単 価 (円)	使用料 (円)
舞 台 道 具	所作台	枚	550		照 明 器 具	オーロラマシン	台	1,111	
	平 台	枚	165			ストロボ	台	1,111	
	高 足	個	33			ミラーボール	台	1,111	
	箱 馬	個	33			スポットライト(1kW)	台	330	
	木 台	個	33			スポットライト(500W)	台	220	
	松 羽 目	枚	2,233			フォグマシン	台	1,111	
	紗 幕	枚	2,233			ITO	台	781	
	緋毛セン	枚	220			ムービングライト	台	2,310	
	長座布団	枚	220			(Aセット)	セット	11,209	
	上 敷	枚	220			第1ボーダーライト			
	金 屏 風	双	1,111			第2ボーダーライト			
	演 台	台	550			第1サスペンションライト			
	司会用テーブル	台	330			シーリングライト			
	指 押 台 (指揮者用譜面台込み)	式	220			フロントサイドスポットライト			
	譜 面 台	台	44			フットライト			
	コントラバス用イス	脚	220			花道フットライト			
	オーケストラ用イス	脚	55			(Bセット)	セット	16,819	
	反 響 板	式	2,574			第1ボーダーライト			
	大 太 鼓	式	1,111			第2ボーダーライト			
	地 絊 り	枚	2,233			第1サスペンションライト			
音 響 器 具	拡声装置(ミキサー)	チャンネル	2,574		シーリングライト				
	コンデンサーマイクロホン	本	781		フロントサイドスポットライト				
	ダイナミックマイクロホン	本	550		フットライト				
	ワイヤレスマイクロホン(電池込み)	式	2,233		花道フットライト				
	三点つりマイクロホン	式	1,672		第2サスペンションライト				
	マイクスタンド	本	110		第3サスペンションライト				
	ハネカエリスピーカー	式	1,672		アップーホリゾンライト				
	ステージサイドスピーカー	式	1,672		ローアホリゾンライト				
	ステージフロントスピーカー	式	1,672		第4サスペンションライト				
	ステージプロセニアムスピーカー	式	1,672		舞台前スポットライト				
	移動型スピーカー(中)	台	781		トーマンタルライト				
	移動型スピーカー(小)	台	550		映写機 35mm	台	4,893		
	アンブ付スピーカー	台	781		映写機 16mm	台	3,740		
	レコードプレーヤー	台	781		ヤマハピアノ CF-III	台	7,832		
カセットデッキ	台	781		ヤマハピアノ S-4	台	4,477			
CDプレーヤー	台	781		持込器具コンセント	kW	220			
MDプレーヤー	台	781		その他					
録音料(テープ別)	式	1,672		OHP	台	1,111			
照 明 器 具	クセノンピンスポットライト(2kW)	台	1,111		スライドプロジェクター	台	1,111		
	カッターピンスポットライト(1kW)	台	891		実物投影機	台	1,111		
	エフェクトマシン	台	1,111		ビデオプロジェクター	台	2,233		
	リップルマシン	台	1,111						
	芯なしマシン	台	1,111						
	ファイヤーマシン	台	1,111						
合 計 額									円

(注)附属設備使用料は、1ステージごとに使用料を徴収する。ただし長時間連続して利用する場合は、4時間ごとに1ステージとみなす。

※ 表中の金額は、消費税及び地方消費税(税率10%)を含む金額である。

受 付 番 号	-
---------	---

様式第3号 (第2条関係)

第 号 年 月 日							
様 宮古島市教育委員会 教育長 印							
文 化 ホ ー ル 利 用 許 可 書 年 月 日に申請のあった文化ホールの利用を次のとおり許可します。							
利用の目的 (タイトル)							
受付番号	-						
利 用 時 間							
年 月 日	曜日	入 館	リハーサル	開 場	開 演	終 演	退 館
		時 分	時 分 ～ 時 分	時 分	時 分	時 分	時 分
		時 分	時 分 ～ 時 分	時 分	時 分	時 分	時 分
		時 分	時 分 ～ 時 分	時 分	時 分	時 分	時 分
利用責任者	連絡先						
特別設備の 持 込 み	1 有			2 無			
入 場 料 金	1 有 ()			2 無			
備考							
許可条件	宮古島市文化ホール条例及び同施行規則を遵守すること。						

年 月 日

様

宮古島市教育委員会
教 育 長

附 属 設 備 利 用 許 可 書

年 月 日 に申請のあった附属設備の利用については、次のとおり許可します。

区分	品 名	数 量	単 価 (円)	使用料 (円)	区分	品 名	数 量	単 価 (円)	使用料 (円)
舞 台 道 具	所作台	枚	550		照 明 器 具	オーロラマシン	台	1,111	
	平 台	枚	165			ストロボ	台	1,111	
	高 足	個	33			ミラーボール	台	1,111	
	箱 馬	個	33			スポットライト(1kW)	台	330	
	木 台	個	33			スポットライト(500W)	台	220	
	松 羽 目	枚	2,233			フォグマシン	台	1,111	
	紗 幕	枚	2,233			ITO	台	781	
	緋毛セン	枚	220			ムービングライト	台	2,310	
	長座布団	枚	220			(Aセット)	セット	11,209	
	上 敷	枚	220			第1ボーダーライト			
	金 屏 風	双	1,111			第2ボーダーライト			
	演 台	台	550			第1サスペンションライト			
	司会用テーブル	台	330			シーリングライト			
	指 揮 台 (指揮者用譜面台込み)	式	220			フロントサイドスポットライト			
	譜 面 台	台	44			フットライト			
	コントラバス用イス	脚	220			花道フットライト			
	オーケストラ用イス	脚	55			(Bセット)	セット	16,819	
	反 響 板	式	2,574			第1ボーダーライト			
	大 太 鼓	式	1,111			第2ボーダーライト			
	地 絋 り	枚	2,233			第1サスペンションライト			
	音 響 器 具	拡声装置(ミキサー)	チャンネル	2,574			第2サスペンションライト		
コンデンサーマイクロホン		本	781		シーリングライト				
ダイナミックマイクロホン		本	550		フロントサイドスポットライト				
ワイヤレスマイクロホン(電池込み)		式	2,233		フットライト				
三点つりマイクロホン		式	1,672		花道フットライト				
マイクスタンド		本	110		第2サスペンションライト				
ハネカエリスピーカー		式	1,672		第3サスペンションライト				
ステージサイドスピーカー		式	1,672		アッパーホリゾンライト				
ステージフロントスピーカー		式	1,672		ローアホリゾンライト				
ステージプロセニアムスピーカー		式	1,672		第4サスペンションライト				
移動型スピーカー(中)		台	781		舞台前スポットライト				
移動型スピーカー(小)		台	550		トーマンタルライト				
アンプ付スピーカー		台	781		映写機 35mm	台	4,983		
レコードプレーヤー		台	781		映写機 16mm	台	3,740		
カセットデッキ		台	781		ヤマハピアノ CFⅢ-S	台	7,832		
CDプレーヤー	台	781		ヤマハピアノ S-4	台	4,477			
MDプレーヤー	台	781		持込器具コンセント	kW	220			
録音料(テープ別)	式	1,672		OHP	台	1,111			
照 明 器 具	クセノンピンスポットライト(2kW)	台	1,111		スライドプロジェクター	台	1,111		
	カッターピンスポットライト(1kW)	台	891		実物投影機	台	1,111		
	エフェクトマシン	台	1,111		ビデオプロジェクター	台	2,233		
	リップルマシン	台	1,111						
	芯なしマシン	台	1,111						
	ファイヤーマシン	台	1,111						
					合 計 額			円	

(注) 附属設備使用料は、1ステージごとに使用料を徴収する。ただし長時間連続して利用する場合は、4時間ごとに1ステージとみなす。

※ 表中の金額は、消費税及び地方消費税(税率10%)を含む金額である。

受付番号	-
------	---

様式第5号(第4条関係)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">文化ホール利用許可変更申請書</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 5px 0;">宮古島市教育委員会</p> <p style="margin: 5px 0;">教育長 様</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>住所</p> <p>団体名</p> <p>申請者 代表者名 ⑧</p> <p>連絡先</p> </div> <p style="margin-top: 20px;">次のとおり利用許可の変更を受けたいので申請します。</p>				
許可年月日 及び受付番号	年 月 日 -			
変更事項	(利用の目的 行事の内容 使用期間等)			
変更理由				
文化ホール 使用料	変更前の額(A) 円	納付済額(B) 円	変更後の額(C) 円	過不足額(D) D=B-C 円
備考				

※ 太枠内は、記入しないでください。

様式第6号(第4条関係)

第 号 年 月 日				
様 宮古島市教育委員会 教育長 印				
文化ホール利用許可変更許可書 年 月 日申請のあった文化ホールの利用許可変更を次のとおり許可 します。				
許可年月日 及び受付番号	年 月 日 -			
変更事項	(利用の目的 行事の内容 使用期間等)			
文化ホール 使用料	変更前の額 (A)	納付済額(B)	変更後の額 (C)	過不足額(D) D=C-B
	円	円	円	円

※ Dの額がマイナスの時は過納付となるので、様式第11号により還付申請を
 してください。

第 号
年 月 日

様

宮古島市教育委員会

教育長

㊟

文化ホール利用許可取消(制限・停止)通知書

年 月 日付けで利用を許可
(受付番号 -)した文化ホール
利用許可を次の理由によって
取消し
制限
停止
します。

【制限する場合】

次の理由により、制限する期間は 年 月 日までとする。

【停止する場合】

次の理由により、停止する期間は、 年 月 日までとする。

理 由

様式第8号(第5条関係)

文化ホール利用取りやめ届

年 月 日

宮古島市教育委員会

教育長 様

住 所

団 体 名

申請者 代表者名

印

連 絡 先

次のとおり利用を取り止めます。

許可年月日及び 受付番号	年 月 日 ー		
申請した 利用の目的			
申請した 利用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 日間		
利用取りやめの 理由			
納付済額	還付割合	還付額	備考
円	割	円	

※ 太枠内は、記入しないでください。

様式第9号(第9条関係)

<p>文化ホール使用料減免承認申請書</p> <p>宮古島市教育委員会 教育長 様</p> <p style="text-align: right;">受付番号 ー 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所 申請者 団体名 ㊦ 代表者名</p> <p>宮古島市文化ホール条例第10条第4項の規定により、次の理由により、減免して くださるよう申請します。</p>			
利用の目的 (タイトル)			
行事の内容 (複数可)	※ 該当するものを○で囲んでください。 音楽 演劇 舞踊 映画 大会/式典 講演会/研修会 教室等発表会 リハーサル その他 ()		
利用時間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	日間	
減免の理由	※ 該当するものを○で囲んでください。 1. 市主催 2. 市共催 3. 学校教育法に基づく学校が行う行事 4. 社会福祉法令に基づく社会福祉団体の事業 5. 社会教育団体 6. 芸能文化団体(住民の文化向上のため) 7. リハーサル等 8. 音楽演劇等鑑賞のみを目的とし、4か月に1回以上利用する団体 9. その他 ()		
上記申請に基づき、次のとおり決定してよいですか。			
決定区分	① 承認する 免除・減額	規 定 額	減 免 割 引 割 円
		減 額	
	② 承認しない	減額後額	
決定理由	宮古島市文化ホール条例施行規則 第 条 項 号を適用する。		

※ 太枠内は、記入しないでください。

※ 市共催の場合は、共催承認書の写しを添付してください。

様式第10号(第9条関係)

第 号 年 月 日
様
宮古島市教育委員会 教育長 印
文化ホール使用料減免承認書
次のとおり使用料の減免を承認します。

利用の目的(タイトル)			
行 事 の 内 容			
利 用 期 間	年 月 日 時 分から		
	年 月 日 時 分まで	日間	
減 免 の 理 由			
正 規 の 文 化 ホ ー ル 使 用 料	円	減 額 後 の 使 用 料	円
備 考			
受 付 番 号	-		

<p>文化ホール使用料還付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>宮古島市教育委員会 教育長 様</p> <p style="text-align: right;">住 所 団 体 名 申請者 代表者名 連 絡 先</p> <p style="text-align: right;">⑩</p> <p>次のとおり使用料の還付を受けたいので申請します。</p>			
許可書交付年月日及び受付番号	年 月 日 —		
還 付 申 請 額	円		
	納付済額	還付割合	備 考
	円	割	
使用料の還付を受けようとする理由			

文化ホール使用料還付申請に関する通知書

年 月 日

住 所

団 体 名

代 表 者

様

連 絡 先

宮古島市教育委員会

教育長



年 月 日に申請のあった文化ホール使用料還付申請を、
次のとおり通知します。

還 付 申 請 額

円

還 付 決 定 額

円

理 由 等

備 考

受付番号

-

特別設備等利用許可申請書

宮古島市教育委員会

教育長 様

年 月 日

住 所

団 体 名

申請者 代表者名 ㊟

連 絡 先

次のとおり特別の設備を利用したいので申請します。

特別の設備の
名 称
形 状
寸 法

施 設 場 所
日 時

設備を使用する
理 由

許 可 条 件

上記のとおり許可します。

年 月 日

宮古島市教育委員会
教育長



備考 宮古島市文化ホール条例及び同施行規則を遵守すること。

※ 太枠内は、記入しないでください。

様式第14号 (第15条関係)

損 傷 ・ 滅 失 届

宮古島市教育委員会

教育長 様

年 月 日

住 所

団 体 名

申請者

代表者名

印

連 絡 先

次のとおり損傷・滅失したので届けます。

損 傷 ・ 滅 失 年 月 日	損 傷 ・ 滅 失 箇 所 (物 件)	数 量	損 傷 ・ 滅 失 の 内 容 又 は 程 度

年 月 日

宮古島市文化ホール指定管理者指定申請書

宮古島市教育委員会
教育長 様

住 所

団体名

代表者

㊟

連絡先

宮古島市文化ホール条例第22条の規定により、次のとおり申請します。

1 申請者の区分

法 人

法人以外の団体

2 添付書類

(1) 施設の管理に係る収支予算書

- 宮古島市文化ホールの管理に係る事業計画書
- 宮古島市文化ホールの管理に係る収支予算書

(2) 申請資格に関する書面

- 登記事項証明書
- 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書面
- 代表者の身分証明書
- 国税及び地方税の納税証明書

(3) 法人等の経営状況を証明する書面

- 前事業年度の収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに類する書面
- 前事業年度の貸借対照表等
- 前事業年度の財産目録等
- 事業年度の収支予算書
- 事業年度の事業計画書
- 事業報告書
- 法人等の役員名簿
- 組織に関する事項について記載した書面
- その他教育長が必要と認める書面

(注) 1 のある欄は、該当する事項の□内にレ印を記入してください。

2 「申請資格に関する書面」は、法人にあっては代表者の身分証明書、法人以外の団体にあつては、登記簿謄本の提出を要しない。

宮古島市指令第 号

年 月 日

様

宮古島市教育委員会
教育長

宮古島市文化ホール指定管理者指定書

宮古島市文化ホール条例第23条の規定により、次のとおり指定管理者に指定します。

記

- 1 指定管理者となる施設 : 宮古島市文化ホール（マティダ市民劇場）
- 2 施設の所在地 : 沖縄県宮古島市平良字下里108番地12
- 3 指定管理の期間 : 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

宮古島市指令第 号
年 月 日

様

宮古島市教育委員会
教育長

宮古島市文化ホール指定管理者指定取消命令書

宮古島市文化ホール条例第25条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

決 定 の 内 容	<input type="checkbox"/> 指定の取消し
	<input type="checkbox"/> 管理業務の全部停止
	<input type="checkbox"/> 管理業務の一部停止 期間 年 月 日から 年 月 日まで
上記の決定をした 理 由	
備 考	

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に宮古島市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、宮古島市を被告として（訴訟において宮古島市を代表する者は、宮古島市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

議案第51号

宮古島市文化振興団体等活動補助金交付要綱の制定について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和5年3月24日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由

一般社団法人宮古島市文化協会へ毎年交付している補助金について、根拠要綱の定めがなく、内規で対応していたため、新たに要綱を制定する必要があるため、本案を提案します。（資料51P1理由書参照）

別紙

宮古島市文化振興団体等活動補助金交付要綱

(通則)

第1条 宮古島市文化振興団体等活動補助金（以下「補助金」という。）の交付について、宮古島市補助金等交付規則（平成17年宮古島市規則第48号）の定めによるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、宮古島市教育委員会が市内に所在する文化振興団体等（以下「団体等」という。）を育成するために、団体活動に要する経費の一部を補助し、地域の文化振興を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 文化振興活動事業
- (2) その他教育長が認める事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、第2条の目的を達成するために必要な経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助金の交付対象としない。

- (1) 団体等の管理及び運営に要する経常的な経費
- (2) 団体等の構成員に対する食糧費
- (3) その他教育長が適当でないと認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で教育長が定める額とする。

(交付申請手続)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体等は、宮古島市文化振興団体等活動補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 教育長は、前条の規定による申請があった場合は、書類を審査の上、交付の可否を決定し、宮古島市文化振興団体等活動補助金交付決定通知書（様式第2号）を団体等に送付するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 団体等は、第6条の規定により提出した交付申請書を取り下げる場合は、交付決定の通知を受けた日から30日以内に、宮古島市文化振興団体等活動補助金取下申請書（様式第3号）を教育長に提出しなければならない。

（変更の届出）

第9条 団体等は、第6条の規定により提出した交付申請書の記載事項に重要な変更を行う必要が生じた場合は、あらかじめ教育長に届け出て承認を得なければならない。

（補助金の交付方法）

第10条 この補助金は、一括又は分割して事前に概算交付することができる。

（実績報告）

第11条 団体等は、その事業を完了したときは、当該事業の完了した日から起算して2か月以内又は補助金の交付を決定した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに宮古島市文化振興団体等活動補助金活動実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 教育長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、これを審査し、その内容が適当であると認めるときは、交付すべき額を確定し、宮古島市文化振興団体等活動補助金額確定通知書（様式第5号）により、団体等に通知するものとする。

2 教育長は、前項の規定により通知した額を超える額の補助金が既に交付されているときは、当該団体等に対し期限を定めて、その超える額の返還を命ずるものとする。

（補助金の返還）

第13条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、団体等に対し補助金の全部又は一部を交付せず、若しくは返還を命ずることができる。

(1) 団体等がこの要綱に基づく指示に従わなかったとき。

(2) 収支決算が収支予算に対し、著しく減少したとき。

(3) その他不正の行為があると認めたとき。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

年 月 日

宮古島市教育委員会
教育長 様

（申請者）
団体名
代表者名
住 所
電 話

㊟

宮古島市文化振興団体等活動補助金交付申請書

みだしの件について、宮古島市文化振興団体等活動補助金交付要綱第6条の規定により、補助金を交付されたく下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額 _____ 円

2 添付書類
(1) 予算書
(2) 事業計画書
(3) その他教育長が必要とする書類

団体名
代表者 殿

宮古島市文化振興団体等活動補助金交付決定通知書

年 月 日付けにて申請のあった宮古島市文化振興団体等活動補助金について、宮古島市文化振興団体等活動補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付決定します。

年 月 日

宮古島市教育委員会
教育長

記

- | | |
|---------|--------|
| 1 交付申請額 | _____円 |
| 2 交付決定額 | _____円 |

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

宮古島市教育委員会
教育長 様

（申請者）
団体名
代表者名
住 所
電 話

印

宮古島市文化振興団体等活動補助金取下申請書

年 月 日付け宮教委指令第 号で交付決定通知のあった宮古島市文化振興団体等活動補助金について、下記のとおり事業の取下げをしたいので、宮古島市文化振興団体等活動補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

- 1 交付決定額 _____ 円
- 2 取下げの理由
- 3 添付書類

年 月 日

宮古島市教育委員会
教育長 様

（申請者）
団体名
代表者名
住 所
電 話

宮古島市文化振興団体等活動補助金実績報告書

宮古島市文化振興団体等活動補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり関係書類を添付し報告します。

記

- 1 事業完了日 年 月 日
- 2 補助金（変更）交付決定額 円
- 3 補助金に要した実績額 円
- 4 添付書類
 - （1）活動実績報告書
 - （2）収支報告書
 - （3）領収証の写し

第 号
年 月 日

団体名
代表者 様

宮古島市教育委員会
教育長

宮古島市文化振興団体等活動補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった宮古島市文化振興団体等活動補助金については、下記のとおり金額を確定したので、宮古島市文化振興団体等活動補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

交付確定額 _____ 円

議案第52号

宮古島市地域学校協働活動推進事業実施要綱の制定について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和5年3月24日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由

沖縄県地域学校協働活動推進事業実施要領に沿って、事業を実施するには実施要綱を制定する必要があるので、本案を提案します。

別紙

宮古島市地域学校協働活動推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮古島市立学校設置条例（平成17年条例宮古島市第190号）別表第1に定める市立小学校（以下「学校」という。）において、子どもたちの成長を支え、地域を創生する活動（以下「地域学校協働活動」という。）を推進することを目的に実施する沖縄県学校・家庭・地域の連携協力推進事業費補助金交付要綱（平成23年4月1日制定）第3条第1号に掲げる地域学校協働活動推進事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 第3条に規定する運営委員会が行う活動に関すること。
- (2) 第7条に掲げる地域学校協働本部が行う活動に関すること。
- (3) 地域コーディネーター及び統括コーディネーターの活用に関すること。

(運営委員会の設置)

第3条 教育長は、事業を行うに当たり宮古島市地域学校協働活動運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

- 2 運営委員会は、事業計画の策定、安全管理方策、広報活動方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策等の検討、活動プログラムの企画、域内の学校へのコミュニティー・スクールの導入及び実施に向けた検討並びに事業の検証及び評価等を行う。
- 3 運営委員会は、10人以内の委員で組織し、その委員は、行政関係者、学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、地域住民その他適当と認められる者の中から教育長が委嘱し、又は任命する。
- 4 委員の任期は、委嘱又は任命をされた日から当該日の属する年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員に対する報償費は1回の会議につき3,000円とし、費用弁償は1回の会

議につき1,000円とする。

(運営委員会の委員長及び副委員長)

第4条 運営委員会に委員長1人及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営委員会の会議)

第5条 運営委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長及び副委員長が置かれていないときは、教育長が招集する。

2 運営委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 運営委員会は、議長が必要と認めたときは、運営委員以外の者の出席を求めることができる。

(運営委員会の庶務)

第6条 運営委員会の庶務は、生涯学習部生涯学習振興課で処理する。

(地域学校協働本部)

第7条 教育長は、事業の実施のため、学校の校区ごとに事業に携わる地域住民、団体等を地域学校協働本部（以下「本部」という。）として統合し、事業の活動の協調を図るものとする。この場合において、必要があると認めるときは、2以上の校区にわたって1の本部として統合することができる。

2 本部は、地域学校協働活動を行うため、地域学校協働活動ボランティアを募集し、活動させることができる。

3 本部は、地域学校協働活動を実施したときは、その実績等を運営委員会に報告するものとする。

(地域コーディネーターの配置)

第8条 教育長は、本部を円滑に運営するため、地域コーディネーターを配置する。

2 地域コーディネーターの職務内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域学校協働活動ボランティア等の人材募集広報活動
- (2) 地域学校協働活動ボランティア等の地域の協力者の確保、登録及び配置
- (3) 地域と学校間の連絡調整
- (4) 実情に応じた定期的及び継続的で多様な活動プログラムの企画及び支援

3 教育長は、地域コーディネーターを統括する立場として、地域コーディネーター間の調整並びに地域コーディネーターの確保及び人材育成並びに未実施地域における取組の促進等を図るための統括コーディネーターを配置することができる。

4 地域コーディネーター及び統括コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）は、次の各号の全てに該当する者を、教育長が委嘱する。

- (1) 学校関係者、地域関係者及び保護者等と良好な関係を保てるよう努めることができる者
- (2) 定期的に連絡調整が可能であり、各地域の中心的役割を担うことができる者
- (3) 地域協働活動の推進に熱意及び識見を有する者

5 コーディネーターの任期は、委嘱された日から当該日の属する年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

6 コーディネーターの活動は、原則年間240日以内とし、その活動時間数は、原則1日4時間までとするが、連絡調整業務等の必要がある場合は、この限りでなく、予算の範囲内でこれを認めるものとする。

7 コーディネーターは、活動月ごとに勤務した日時及び時間数等を出勤簿及び活動報告日誌により生涯学習部生涯学習振興課へ報告する。

8 コーディネーターの報償費は時給1,200円とし、出勤簿及び活動報告日誌に基づいて勤務時間数に応じて支給する。

（個人情報取扱）

第9条 事業に携わる者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、児童及びその保護者その他関係者の個人情報の保護に万全を期すものとし、事業の実施を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

議案第53号

宮古島市放課後子ども教室推進事業実施要綱の制定について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和5年3月24日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由

沖縄県地域学校協働活動推進事業実施要領に沿って、事業を実施するには実施要綱を制定する必要があるので、本案を提案します。

別紙

宮古島市放課後子ども教室推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮古島市立学校設置条例（平成17年宮古島市条例第190号）別表第1に定める市立小学校（以下「学校」という。）において、地域社会の中で心豊かで健やかな子どもを育むために放課後、週末等において、学校の余裕教室等を活用し、地域住民等の参画を得て、勉強、スポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施し、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）づくりを推進することを目的に実施する沖縄県学校・家庭・地域の連携協力推進事業費補助金交付要綱（平成23年4月1日制定）第3条第3号に掲げる放課後子ども教室推進事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 宿題の見守り等の学習活動
- (2) スポーツ、文化活動、植物栽培等の体験活動
- (3) 地域の大人及び異年齢の子どもとの交流活動
- (4) 生活指導、家庭との連絡等
- (5) その他実施について必要な活動

(実施場所)

第3条 事業の実施場所は、学校の余裕教室、校庭、体育館等とする。ただし、それら以外の場所で、学習、体験活動、交流活動等を行う場合は、安全かつ安心に行うことができると認められる場所に限り実施できるものとする。

(対象者)

第4条 事業の対象者は、原則、事業の実施を希望する学校に所属する児童とする。

(実施人員及び役割)

第5条 事業を円滑に実施するため、次の人員を配置する。

- (1) 協働活動支援員（以下「支援員」という。） 学習支援、体験・交流活動等のプログラム（以下「プログラム」という。）を中心的に実施する。
- (2) 協働活動サポーター（以下「サポーター」という。） 支援員及びプログラム実施のサポートを行う。
- (3) 協働活動ボランティア 支援員及びサポーターと協力し、プログラムを実施する。

（報償費）

第6条 支援員及びサポーターの報償費は、1日1時間当たり850円とし、1日3時間を上限として支払う。ただし、教育長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（宮古島市放課後子ども教室運営委員会）

第7条 教育長は、事業の運営方法等を検討するため、宮古島市放課後子ども教室運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

2 運営委員会は、事業計画の策定、安全管理方策、広報活動方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策等の検討、プログラムの企画並びに事業の検証及び評価等を行う。

3 運営委員会は、10人以内の委員で組織し、その委員は、行政関係者、学校関係者、社会教育関係者、地域住民その他適当と認められる者の中から教育長が委嘱し、又は任命する。

4 委員の任期は、委嘱又は任命をされた日から当該日の属する年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

5 委員に対する報償費は1回の会議につき3,000円とし、費用弁償は1回の会議につき1,000円とする。

（運営委員会の委員長及び副委員長）

第8条 運営委員会に委員長1人及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（運営委員会の会議）

第9条 運営委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長及び副委員長が置かれていないときは、教育長が招集する。

2 運営委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 運営委員会は、議長が必要と認めたときは、運営委員以外の者の出席を求めることができる。

(運営委員会の庶務)

第10条 運営委員会の庶務は、生涯学習部生涯学習振興課で処理する。

(個人情報の取扱い)

第11条 事業に携わる者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、児童及びその保護者その他関係者の個人情報の保護に万全を期すものとし、事業の実施を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

議案第54号

宮古島市家庭教育支援事業実施要綱の制定について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和5年3月24日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由

沖縄県家庭教育支援事業実施要領に沿って、事業を実施するには実施要綱を制定する必要があるので、本案を提案します。

宮古島市家庭教育支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市において、核家族化、地域とのつながりの希薄化等、家庭を取り巻く環境が変化する中、地域社会全体で家庭教育を支援するために、学校・家庭・地域の連携による地域における家庭教育支援の基盤構築を図りつつ、地域における家庭教育支援を推進することを目的に実施する沖縄県学校・家庭・地域の連携協力推進事業費補助金交付要綱（平成23年4月1日制定）第3条第2号に掲げる家庭教育支援事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 次条に規定する運営委員会が行う活動に関すること。
- (2) 第4条第1項に規定する家庭教育支援チームの組織に関すること。
- (3) 第4条第2項に規定する家庭教育支援チームが行う活動に関すること。
- (4) 第6条に掲げる家庭教育に関する学習機会の提供に関すること。

(運営委員会)

第3条 事業の計画、実施、検討及び評価を行うため、運営委員会を設置する。

- 2 運営委員会は、10人以内の委員で組織し、その委員は、教育関係者、地域住民その他適当と認められる者の中から教育長が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員の任期は、委嘱又は任命をされた日から当該日の属する年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員に対する報償費は1回の会議につき3,000円とし、費用弁償は1回の会議につき1,000円とする。
- 5 運営委員会の事務局は、生涯学習部生涯学習振興課に置く。

(家庭教育支援チーム)

第4条 家庭教育支援チーム（以下「支援チーム」という。）は、身近な地域における多様で効果的な家庭教育支援活動を定期的・継続的に展開するため

の体制として、地域の教育及び子育てに関する理解及び熱意を持つ地域の人材を中心に組織する。

2 支援チームは、学校、PTA等の関係機関との連携及び協働により支援のコーディネートを行い、次に掲げる活動の実施に努めるものとする。

- (1) 身近な地域における家庭教育関連の情報の収集及び提供
- (2) 保護者向けの講座等学習機会に関する情報提供及び参加の促進
- (3) 保護者のニーズを踏まえた効果的な学習プログラム並びに家庭教育支援活動の企画立案及び実施に関する活動

(家庭教育支援リーダーの配置)

第5条 教育長は、事業を円滑に実施するため、家庭教育支援リーダー（以下「支援リーダー」という）を配置することができる。

2 支援リーダーの職務内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 家庭教育の啓発及び広報に関すること。
- (2) 家庭教育に関する研修会等の開催に関すること。
- (3) 家庭教育に関する相談、情報提供等の支援に関すること。
- (4) 前号に掲げるもののほか、家庭教育に関し必要と認められる事項に関すること。

3 支援リーダーは、次の全てに該当する者を、教育長が委嘱する。

- (1) 職務遂行に必要な知識、経験及び技術を有している者
- (2) 家庭教育支援、社会教育活動又はボランティア活動の経験を有する者

4 支援リーダーの任期は、委嘱された日から当該日の属する年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

5 支援リーダーの活動は、原則年間240日以内とし、その活動時間数は、原則1日4時間までとするが、連絡調整業務等の必要がある場合は、この限りではなく、予算の範囲内でこれを認めるものとする。

6 支援リーダーは、活動月ごとに勤務した日時及び時間数等を出勤簿及び活動報告日誌により生涯学習部生涯学習振興課へ報告する。

7 支援リーダーの報償費は、時給1,200円とし、出勤簿及び活動報告日誌に基づいて勤務時間数に応じて支給する。

8 教育長は、支援リーダーが次のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱

期間内であっても解嘱することができる。

- (1) 前項の職務を怠ったとき。
- (2) 支援リーダーとして不相当と認められる行為をしたとき。
- (3) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (4) 委嘱の必要がなくなったとき。

(家庭教育に関する学習機会の提供)

第6条 家庭教育に関する学習機会の提供については、次に掲げる内容のものとする。

- (1) 発達段階の特徴及び保護者の役割
- (2) 保護者同士の交流及び子育てに関する情報交換
- (3) 生活習慣及び自立心の育成
- (4) 遊び及び運動の大切さ
- (5) 仕事と家庭の両立及び親子のコミュニケーション
- (6) 道徳心、思いやり及び命の大切さ等の心の育成
- (7) ネットリテラシー教育の大切さ及び保護者の役割
- (8) 子供の不登校、問題行動、いじめ等の理解及び対応
- (9) 子供を虐待から守る方法
- (10) 食育
- (11) 乳幼児との触れ合い
- (12) 外国人保護者の支援
- (13) 男性の家事及び育児等
- (14) その他家庭教育支援に関して必要と認められるもの

(親のまなびあいプログラム)

第7条 前条に定める家庭教育に関する学習機会を提供する事業として、宮古島市親のまなびあいプログラム（以下「プログラム」という。）を実施する。

2 教育長は、プログラムの実施に当たり、相当と認める者を次に掲げる活動を所掌するアドバイザーとして登録する。

- (1) プログラムの実施
- (2) 家庭教育支援に関する相談及び情報提供
- (3) その他教育長が必要と認めた活動

3 プログラムの実施の対象となる者は、教育委員会、学校、幼児教育関係機関、社会教育関係団体等が開催する研修会等で次に掲げる条件を全て満たす者とする。

(1) 市内において、市民を対象として開催されるものであること。

(2) 参加者がおおむね4人以上であること。

(3) 政治、宗教又は営利の目的とするものでないこと。

(報償費の支払い)

第8条 教育長は、アドバイザーに対して、1時間当たり1,200円の報償費を支払う。

(登録及び登録抹消)

第9条 アドバイザーの登録及び登録抹消については、別に定める。

(個人情報の取扱い)

第10条 事業に携わる者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、児童及びその保護者その他関係者の個人情報の保護に万全を期すものとし、事業の実施を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

議案第55号

宮古島市教育委員会会計年度任用職員に関する規程の一部改正について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和5年3月24日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由

日本人英語教師（JTE）の一週間当たりの勤務日数を見直す必要があるの
で、本案を提案します。（資料55P1理由書参照）

別紙

宮古島市教育委員会会計年度任用職員に関する規程の一部を改正する訓令

宮古島市教育委員会会計年度任用職員に関する規程（令和2年宮古島市教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「

日本人英語教師 (JTE)	学校における英語教育推進に関する業務	週5日ただし、年間220日以内 8時15分から16時45分まで
------------------	--------------------	------------------------------------

」を「

日本人英語教師 (JTE)	学校における英語教育推進に関する業務	週3日以上 ただし、年間220日以内 8時15分から16時45分まで
------------------	--------------------	--

」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

議案第56号

宮古島市学校運営協議会規則の制定について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和5年3月24日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由

次年度からコミュニティ・スクールを導入するにあたり、規則を定める必要があるため、本案を提案します。

別紙

宮古島市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、宮古島市学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、宮古島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、学校に在籍する児童又は生徒の保護者（以下「保護者」という。）及び学校の所在する地域の住民（以下「地域住民」という。）等の学校運営への参画、支援及び協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、地域の特色を活かした学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条に掲げる目的を達成するため、別表のとおり協議会を置くものとする。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する対象の学校（以下「対象学校」という。）に対して通知するものとする。

3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校の校長、当該対象学校の保護者及び地域住民の意見を聴くものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、当該対象学校の協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
- (2) 学校経営計画に関すること。
- (3) 組織編成に関すること。
- (4) 学校予算の編成及び執行に関すること。

(5) 施設管理並びに施設及び設備等の整備に関すること。

(6) その他学校運営に関すること。

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(学校運営に関する意見の申出)

第5条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、対象学校の運営状況等について毎年度1回以上の評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第7条 協議会は、対象学校の運営について、保護者及び地域住民等の理解、協力並びに参画等が促進されるように努めるものとする。

2 協議会は、第4条に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、保護者及び地域住民等の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、これらの者に対し、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。

(委員の委嘱又は任命)

第8条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 保護者

(2) 地域住民

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 対象学校の校長

(5) 対象学校の教職員

(6) 学識経験者

(7) その他教育委員会が必要と認める者

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があった場合は、前項の規定による委員の委嘱又は任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の欠員が生じた場合は、教育委員会は、速やかに新たな委員を委嘱し、又は任命するものとする。

(守秘義務等)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

(任期)

第10条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 第8条第3項の規定により新たに委嘱され、又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第11条 委員の報酬は、宮古島市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する規則（平成17年宮古島市規則第39号）の規定に基づき、1回の会議につき日額を支給する。

(会長及び副会長)

第12条 協議会には会長及び副会長を置くものとし、委員の互選により選出する。

2 会長は、対象学校の校長と協議の上、会議を招集し、議長を務める。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行うものとする。

(議事)

第13条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第14条 協議会は、特別の事情がない限り公開とする。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 会議を傍聴する者は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

第15条 教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割と責任について正しい理解を得るため、必要な研修を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第16条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合は、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

- 2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第17条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があった場合
- (2) 第9条の規定に反した場合
- (3) その他解任に相当する事由が認められる場合

- 2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(協議会の庶務)

第18条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(補則)

第19条 この規則に定めるもののほか、協議会の設置及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(宮古島市教育委員会組織規則の一部改正)

2 宮古島市教育委員会組織規則(平成17年宮古島市教育委員会規則第4号)

の一部を次のように改正する。

第13条に次の1号を加える。

(17) 宮古島市学校運営協議会

別表(第3条関係)

協議会名称	対象学校
池間中校区学校運営協議会	池間中学校、池間小学校
城東中校区学校運営協議会	城東中学校、西城小学校、城辺小学校、 福嶺小学校、砂川小学校
狩俣中校区学校運営協議会	狩俣中学校、狩俣小学校
鏡原中校区学校運営協議会	鏡原中学校、鏡原小学校
結の橋学園学校運営協議会	伊良部島中学校、伊良部島小学校
久松中校区学校運営協議会	久松中学校、久松小学校
下地中校区学校運営協議会	下地中学校、下地小学校
上野中校区学校運営協議会	上野中学校、上野小学校
平良中校区学校運営協議会	平良中学校、平良第一小学校、南小学 校
北中校区学校運営協議会	北中学校、北小学校、東小学校

議案第57号

宮古島市立学校選手派遣補助金交付要綱の一部改正について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和5年3月24日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由

市内県立学校児童生徒を新たに補助対象に加えるとともに、コロナ禍に適応した円滑な運営を図るため、事後申請を可能とし、申請者の手続きを簡略化する必要があるため、本案を提案します。（資料57 P1参照）

別紙

宮古島市立学校選手派遣補助金交付要綱の一部を改正する訓令

宮古島市立学校選手派遣補助金交付要綱（平成23年宮古島市教育委員会訓令第18号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宮古島市児童生徒選手派遣補助金交付要綱

第1条中「宮古島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、宮古島市立学校」を「宮古島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、児童及び生徒」に、「振興するため」を「振興し」に、「かかる」を「係る」に改め、「保護者」の次に「（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。以下同じ。）」を加え、「宮古島市立学校選手派遣補助金」を「宮古島市児童生徒選手派遣補助金」に改め、「。以下「規則」という。」を削る。

第2条第1号中「宮古島市立学校に在籍し」を「宮古島市内の公立学校に在籍し」に改め、「大会」の次に「等」を加え、同条第2号中「スポーツ少年団における監督」を「スポーツ少年団のスタートコーチ研修又はコーチングアシスタント研修を受講済みで有効期限内の者」に、「中学校部活動の外部コーチとして登録されている」を「外部指導者として学校長から委嘱を受けた」に改め、同条第3号中「又は」を削り、同号後段を削る。

第3条中「前条に規定する」を削り、「児童生徒」を「保護者」に改め、「選抜選手」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

第4条の見出し中「種類」を「対象経費」に改め、同条中「種類」を「対象経費」に改め、「について」を削り、「教育長が別に定める」を「次の通りとする」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の表を加える。

補助対象経費	補助金の額
児童生徒、指導者の派遣に要した往復実費航空運賃	<p>県内派遣については、2分の1を補助する。ただし、沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業（小児・障がい者還付を除く。）による割引運賃2分の1を上限とし1,000円未満の端数を切り捨てる。</p> <p>県外派遣については、10分の7とし、1,000円未満の端数を切り捨てる。</p>
児童生徒の派遣に要した楽器輸送費	50,000円を上限とし、1,000円未満の端数を切り捨てる。

第4条に次の1項を加える。

- 2 前項において、航空運賃及び宿泊料が包括された旅行（以下「ホテルパック」という。）の利用により、合計金額の内訳の算出が不可能となった場合においては、宮古島市職員等の旅費に関する条例（平成17年宮古島市条例第53号）第16条別表第1に定める2等級の職にある者の宿泊料を適用し、ホテルパック料から宿泊料を差し引いた額を航空運賃とする。

第5条第3項中「それぞれ」を削り、「1人」の次に「が1年度」を加え、同条に次の1項を加える。

- 7 派遣期間は、大会の前後2日を上限とする。ただし、教育上特に必要と認められる場合については、その限りではない。

第6条を削る。

第7条中「宮古島市立学校選手派遣補助金交付申請書」を「宮古島市児童生徒選手派遣補助金交付申請書兼請求書」に改め、「様式第1号」の次に「。以下「交付申請書」という。」を加え、「教育委員会」を「教育長」に改め、同条第1号を削り、同条第2号中「収支予算書」を「収支決算書」に改め、同号

を同条第1号とし、同条第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同条第6号中「必要書類」を「支出証拠書類等」に改め、同号を同条第5号とし、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(補助金等の実績報告)

第7条 実績報告は、交付申請書をもって代えるものとする。

第8条を次のように改める。

(補助金の額の確定等)

第8条 教育長は、第6条の規定による交付申請があった場合において、交付申請書等の書類の審査により、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、宮古島市児童生徒選手派遣補助金交付確定通知書(様式第2号)により申請者に通知しなければならない。

第9条及び第10条を削る。

第11条中「教育委員会」を「教育長」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

(受領者名簿の提出)

第10条 申請者が学校長又は団体の代表者である場合、当該申請者は、補助金の交付後速やかに保護者から受領印又は署名を徴し、受領者名簿を教育長に提出するものとする。

第12条中「宮古島市立学校選手派遣補助金」を「宮古島市児童生徒選手派遣補助金」に、「(様式第5号)」を「(様式第3号)」に改め、同条を第11条とする。

様式第1号から様式第5号までを削り、附則の次に次の3様式を加える。

様式第1号 (第6条関係)

宮古島市教育委員会

教育長

殿

年 月 日

宮古島市児童生徒選手派遣補助金交付申請書兼請求書

申請者	印
-----	---

1 補助事業名 :

2 派遣日程 : 往 年 月 日
復 年 月 日

3 派遣先 : 県内 (市町村名 :)
県外 (都道府県名 :)

4 派遣人員 : 選手 名、指導者 名

5 申請額 : _____ 円 (請求額)

6 成果報告 :

7 添付書類 : 収支決算書、大会要項、選手参加者名簿等、
成績証明書 (県外派遣の場合)、その他支出証拠書類等

8 振込指定口座

金融機関名	支店名 <small>本店 支店 出張所</small>
預金種別 普通 ・ 当座	口座番号
フリガナ	
口座名義	

様式第2号(第8条関係)
宮教学第 号

宮古島市児童生徒選手派遣補助金交付確定通知書

申 請 者 殿

年 月 日 付 け で 申 請 の あ っ た 年 度 宮 古 島 市 児 童 生 徒 選 手
派 遣 補 助 金 に つ い て は 、 宮 古 島 市 児 童 生 徒 選 手 派 遣 補 助 金 交 付 要 綱 第 8 条 の
規 定 に よ り 、 下 記 の と お り 確 定 し た の で 通 知 し ま す 。

記

- 1 宮古島市児童生徒選手派遣補助金 円 (派遣 名)
- 2 補助事業名

年 月 日

宮古島市教育委員会
教育長

角印

様式第3号(第11条関係)

年 月 日

宮古島市教育委員会

教育長

殿

申請者

印

宮古島市児童生徒選手派遣補助金の一部返納について

年 月 日付け、宮教学第 号により補助金の交付確定のあった
年度宮古島市児童生徒選手派遣補助金について、下記のとおり一部返納いたします。

記

1 返納金 円

2 返納理由

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

議案第58号

宮古島市内県立学校生徒の派遣に関する楽器輸送費補助金交付要綱の廃止について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和5年3月24日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由

宮古島市立学校選手派遣補助金交付要綱を改正し、市内県立学校児童生徒の航空運賃及び楽器輸送費を補助に加えるにあたり、不要となる要綱を廃止する必要があるので、本案を提案します。

別紙

宮古島市内県立学校生徒の派遣に関する楽器輸送費補助金交付要綱を廃止する告示

宮古島市内県立学校生徒の派遣に関する楽器輸送費補助金交付要綱（平成29年宮古島市教育委員会告示第5号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

議案第59号

宮古島市閉校学校施設利活用に係る事業者選定委員会設置要綱の制定について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和5年3月24日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由

閉校した市内の小中学校の施設利活用を行うにあたり、募集要項の作成及び公募型プロポーザル方式による事業者選定を実施するため、新たに要綱を制定する必要があるので、本案を提案します。

別 紙

宮古島市閉校学校施設利活用に係る事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 閉校学校施設利活用に關し、公募型プロポーザル方式による事業者の選定を厳正かつ公正に行うため、宮古島市閉校学校施設利活用に係る事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(対象となる閉校学校施設)

第2条 利活用の対象となる閉校学校施設は、次のとおりとする。

- (1) 旧来間小中学校
- (2) 旧佐良浜小学校
- (3) 旧伊良部小学校
- (4) 旧伊良部中学校
- (5) 旧福嶺中学校

(所掌事務)

第3条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 閉校学校施設利活用事業者選定基準に關すること。
- (2) 事業者の応募資格等に關すること。
- (3) 事業者等の選定に關すること。
- (4) その他公募型プロポーザル方式の選定を実施する上で必要なこと。

(組織)

第4条 委員会の委員は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員長は副市長をもって充て、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、教育部長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。
- 4 委員の任期は、前条に規定する委員会の所掌事務が終了する日までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、過半数の委員をもって成立し、議決は出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

3 委員会に委員が出席することができない場合は、当該委員が指定した者を代理者として出席させることができる。

4 議長は、閉校学校施設の利活用において地域の意見を反映させることが適当であると認めるときは、閉校学校施設の存する地域の代表者又はその関係者を会議に出席させて意見及び説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 各委員、前条第3項の規定による代理者及び同条第4項の規定による閉校学校施設の存する地域の代表者又はその関係者は、会議の内容を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部教育総務課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

	委員
1	副市長
2	総務部長
3	企画政策部長
4	福祉部長
5	農林水産部長
6	建設部長
7	生涯学習部長
8	教育部長